

## 三芳町小規模契約希望者登録申請をされる方へ

### 1 対象となる修理・修繕

小規模修理・修繕の範囲は、町が発注する1件の金額が200万円以下の修理・修繕のうち、内容が軽易で、かつ履行の確保が容易なものです。

### 2 登録に関する事項

#### (1) 登録のできる方

三芳町に住所又は主たる事業所（本社、本店）を置いて事業を営んでいる方

\* 個人、法人、建設業の許可の有無は問いません。

#### (2) 登録できない方

1. 三芳町に住所又は主たる事業所（本社、本店）を置いていない方

2. 契約を締結する能力を有しない方（成年被後見人、被補佐人、被補助人）及び破産者で復権を得ていない方

3. 指名競争入札参加資格審査申請（指名参加願）を提出している方

4. 町との契約の相手方として不適当と認められる方

#### (3) 有効期間

この申請は隨時受付けますが、有効期間は、西暦による奇数年の12月末までです。

その後は、2年ごとに改めて申請により登録を受付けます。

### 3 契約に関する事項

#### (1) 登録者の取り扱い

登録申請をした方は、「三芳町小規模契約希望者登録名簿」に登載して庁内に提供し、三芳町が発注する小規模な契約の際に指名業者選定の対象となります。指名や契約を約束するものではありません。

#### (2) 契約の方法

原則として、複数の業者による見積合わせを行い、最も低価格の見積書を提出した者と契約することになります。契約を締結することになった場合は、発注課の指示に従って契約書を作成します。

なお、見積合わせに指名されても、都合により辞退することは自由ですが、必ず発注課に連絡してください。

#### (3) 契約の履行

契約の履行は、三芳町契約規則、三芳町建設工事標準契約約款、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請負った契約は、自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）及び町が認めた場合以外の下請はできませんので、希望業種の記載範囲は自ら施工できる業種を記載してください。

#### (4) 請負代金の支払い

請負代金の支払いは履行完了後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。支払い期間は正当な請求を受けた日から30日以内に行い、前払金・中間払金はありません。

#### (5) 不正行為の禁止

契約に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行ってはなりません。

せん。登録者が、業務に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消します。

#### 4 申請書の書き方

- 住所又は所在地 主たる事業所の所在地を記入してください。  
個人事業主が自宅で事業を行っている場合は自宅を事業所として住所を記入してください。
- 商号又は名称 法人の場合は商業登記簿に記載された商号を記入し、個人事業主の場合は、通常使用している名称がある場合はそれを記入し、名称がない場合は記入しないでください。
- 代表者職・氏名 法人の場合は、商業登記簿に記載された「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は代表者の氏名を記入してください。
- 使用印鑑 申請書に押印する印鑑は、登録期間中に見積書・契約書・請求書等に使用することとなるものです。法人の場合は代表取締役印（登記印）を、個人事業主の場合は実印を使用してください。

希望業種は、3業種以内であれば内容の制限はありません。ただし、その希望業種を履行するにあたって、法的な許可・免許・登録等を要する場合は、それらを受けていなければ申請できません。

業務は簡潔かつ具体的に記入してください。

許可・免許・登録等を有する方は、その種類・名称等を希望業種欄の右欄に記入してください。建設業許可登録を受けている方は、証明書の写しを添付してください。

#### [業種例]

ブロック、大工、左官、鳶、塗装、造園、ネットフェンス、電気設備、給排水衛生設備、防水、畳、ふすま、ガラス、門扉、内装など

ここに記載した業種は一例です。業種の書き方は問いません。希望する業種を具体的に分かりやすく記入してください。

この制度について不明な点は、下記へお問い合わせください。

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100-1

三芳町役場 施設マネジメント課 管財契約担当

電話 049-258-0019 内線452~454

## 三芳町小規模契約希望者登録申請書

令和 年 月 日

(あて先) 三芳町長

三芳町が発注する小規模契約について、登録を申請します。

住 所 又 は 所 在 地			
商 号 又 は 名 称			
代 表 者 職 ・ 氏 名	印		
電 話 番 号		FAX番号	
携 帯 電 話 番 号			

※ 印鑑は、見積書や契約書等に使用することとなるものです。法人の場合は代表取締役印（登記印）を、個人事業主の場合は、実印を使用してください。

希望業種（3業種以内）

番 号	登録希望業種（簡潔に記載のこと）	許可・免許名称等
1		
2		
3		

※ 希望業種の履行に際して、許可・免許等が必要な業種は、それらを受けている場合のみ申請できます。建設業許可登録をうけている者は、許可証、登録証明書の写しを添付してください。